

会員各位

2020年2月吉日

◆◆3月開催オークションの自動車税の取り扱いについてのご案内【重要】◆◆

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度は年度末にあたる3月開催オークションの自動車税の取り扱いについてご案内させていただきます。

自動車税	
普通車	軽自動車
落札店様より令和2年度分全額の自動車税相当額をお預かり致します。	4月1日迄に名義変更を完了した場合は落札店様に名義変更保証金を全額返金致します。
3月中に移転・抹消登録を完了した場合は落札店様に預かり金を全額返金致します。	4月2日以降に名義変更を完了した場合は出品店様に自動車税相当額をお支払いし、落札店様に名義変更保証金より自動車税相当額を差し引いて返金致します。
4月1日以降に移転登録を完了した場合は出品店様に預かり金を全額お支払い致します。	
4月1日以降に抹消登録を完了した場合は1か月分を出品店様にお支払いし、11か月分を落札店様に返金致します。	

**軽自動車の預かり保証金を3月開催のみ下記にて対応致しますのでお願い致します。**

年式	預かり保証金額
13年超過分	12,900円
平成19年4月1日～平成27年3月31日	10,000円
平成27年4月1日以降	10,800円



TEL 06-6612-5612 (代表)

TEL 06-6612-5615 (書類)